

平成24年6月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成24年6月13日（水）

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成24年第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成24年6月13日
午前10時00分
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第30号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第31号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第32号 太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第33号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
日程第5 議案第34号 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第6 請願第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択に関する
請願

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小柳道枝	議員	副委員長	佐伯修	議員	
委員	大田勝義	議員	委員	小畠真由美	議員	
〃	上	疆	〃	神武	綾	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	坂口進
市民課長	原野敏彦	環境課長	濱本泰裕
福祉課長	大藪勝一	高齢者支援課長	平田良富
保健センター所長	中島俊二	国保年金課長	永田宰
子育て支援課長	小嶋禎二	人権政策課人権・ 同和政策係長	池田俊広

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	齋藤廣之	議事課長	櫻井三郎
書記	茂田和紀		

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第30号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第1、議案第30号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（原野敏彦） 議案書32ページをお開きください。「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、条例改正新旧対照表にて説明申し上げます。条例改正新旧対照表の21ページをお開きください。

今回の改正につきましては、住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正、並びに外国人登録法の廃止が本年7月9日に施行されることに伴い、外国人登録に関する証明書が存在しなくなることから、条例別表の17の項「外国人登録に関する証明書」を削除し、18の項以降を1項ずつ繰り上げるものです。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第31号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について**

○委員長（小柳道枝委員） 日程第2、議案第31号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（原野敏彦） 議案書につきましては、34ページでございます。

「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」、条例改正新旧対照表にてご説明いたします。条例改正新旧対照表につきましては、23ページでございます。

議案第30号でも申し上げましたけれども、住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正、並びに外国人登録法の廃止が本年7月9日に施行されます。それに伴いまして、外国人登録に関する文言の削除、外国人住民に関する規定の見直しや用語の整理の必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

まず第2条です。外国人住民の方も住民基本台帳法の対象に入ることから、現行では第2条第1項の第2号に外国人登録法の文言がありますので、第2号を削除し条文の整理を行ったものです。

次に第4条です。第3項第1号に外国人登録証明書の文言がありますので、こちらも削除するものであります。

第5条につきましては、外国人の方の通称名関係についてを条文に加え、第2号を削除し、非漢字圏の外国人住民の方の片仮名での登録について規定した第2項を新たに加えたものであります。

第6条につきましては、印鑑登録原票に登録する内容に通称名や片仮名表記について規定の見直し、追加を行ったものです。

第12条につきましては、印鑑登録の抹消について、外国人住民に関する規定を追加したものです。

第14条につきましては、印鑑登録証明書の記載内容について、第6条と同じように通称名や片仮名表記について規定の見直し、追加を行ったものです。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 少しわからないのでお尋ねしますが、住民基本台帳は今までは外国人と日本

国民は違っておりましたよね、台帳そのものがね。そうすると、今後は住民基本台帳に外国人が入ってくるんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 市民課長。

○市民課長（原野敏彦） 今までは外国人の方は外国人登録法の規定の中で管理されてですね、日本人は住民基本台帳法の中で管理されておりましたけれども、7月9日からは外国人登録法が廃止になりまして、住民基本台帳法の対象になってくると。

ですから、言われたように住民票の中にも外国人さんが出るということになります。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 外国人ですからね、横文字でまずきて、それを片仮名で振り仮名をつけるわけでしょ、恐らく。そういうことでされると。それは本人が申し出た片仮名ですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 市民課長。

○市民課長（原野敏彦） 今の規定の中ではですね、基本は入国管理局のほうで、新たに入ってくる外国人についてはパスポートに倣って片仮名で在留カードというものをつくられるんですね。それを持って転入手続きに来られるんですけれども、その時に本人さんが片仮名もつけてほしいと、そういう申し出がありましたら住民票のほうにも片仮名表記をしまして、先ほど申しましたように印鑑登録も片仮名でできるような形になります。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） そうすると、片仮名のついていない方もおるわけですか。

そうすると、それを職員は読めるとかいな。名前を読める方が限られるかなという感じもせんでもないですが、その辺は大丈夫なんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 市民課長。

○市民課長（原野敏彦） パスポート等を持ってこられてですね、もう面談しながら話していきますので。振り仮名、印鑑登録する場合の振り仮名については、本人の申し出によって住民票の備考欄に片仮名表記をするんですよ。その場合は意思疎通を図りながらですね、間違いのないように振るんですけれども、もうひとつは、そういった申し出がない場合は、通常の振り仮名としてですね、備考欄ではなく振り仮名として、それもお話ししながら振るような形で、勝手に職員の判断で振るようなことはないので、間違いはないと思いますけれども。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいでしょうか。

（上疆委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） ちなみに、太宰府市内に外国人はおよそ何人ぐらい住まわれていますかね、現在。

○委員長（小柳道枝委員） 市民課長。

○市民課長（原野敏彦） 今年の3月末で498名の方がいらっしゃいます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。

この498名の方々はいろんな国々から来られていると思いますが、多い国というか、その辺の統計はとられていますか。上位5つぐらいがわかったら。

○委員長（小柳道枝委員） 市民課長。

○市民課長（原野敏彦） 中国の方が、まあその月の月末で若干違うんですが、3月末で言いますと中国の方が218名、韓国の方が178名、後に続くのがフィリピンの39名とアメリカの13名になっております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。

これはどんなですか、住民基本台帳に登録されるんですが、ずっとおられるといたしますか、何年ぐらいまでが限度といたしますか、永住される方もいろいろおられると思うんですが、その辺の内容がわかりましたら。

○委員長（小柳道枝委員） 市民課長。

○市民課長（原野敏彦） 今回の法改正によって外国人の方が住民票に移行するのは、中長期の方なんです。例えば観光で短期滞在で来られる方とか15日とか、90日とかあるんですけども、そういう方は該当なくてですね、それ以上の在留資格を持った方が登録されます。ですから、一番短い方でも6カ月の方が登録されると。

あと、太宰府は留学の方がほぼ50%おられますので、そういう方は大体1年とか持ってありますので問題ないんですけども、あと特別永住者の方、永住者の方が多いです。ほとんど、7割、8割は留学生を含んだ永住者の方が占めてあります。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいでしょうか。

（佐伯修副委員長「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時11分>

日程第3 議案第32号 太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第3、議案第32号「太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（中島俊二） 太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。新旧対照表の27ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、予防接種法に基づき市が実施しました予防接種に関連し発生したと思われる健康被害について、医学的見地からその原因及び責任の所在を明らかにするとともに、健康被害者の方への補償、適正な事故処理等の内容について調査、審議する太宰府市予防接種健康被害調査委員会を設置しております。その委員の中に筑紫保健福祉環境事務所長という充て職がありますが、本年4月1日付の県の人事異動によりまして、筑紫保健福祉環境事務所長に予防接種を所管する保健監職でない方が就任されたため、「筑紫保健福祉環境事務所長」を「筑紫保健福祉環境事務所の保健監1人」と改正するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） ちょっと質問なんですけれども、この予防接種健康被害調査委員会というのは、今までに何か審議された案件があったんでしょうか。あれば教えてください。

○委員長（小柳道枝委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（中島俊二） 過去には予防接種事故は起こっておりません。ですから、開催されておられません。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（神武綾委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第33号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第4、議案第33号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

補正予算書10、11ページをお開きください。

今回の補正予算の当委員会所管分は、歳出の3款1項の補正のみであります。

それでは、3款1項2目老人福祉費の特別会計関係費について、説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 3款1項2目老人福祉費、細目026特別会計関係費、28節の繰出金、介護保険事業特別会計繰出金142万8,000円についてご説明させていただきます。

このたび、介護認定の効率化、公平化を図るために筑紫地区四市一町で共同設置しております筑紫地区介護認定審査会の電算システムを、平成24年度介護保険法の改正に対応させるため改修が必要となりました。主な修正作業といたしましては、認定調査票を法改正版に新たに作成するためソフトとハードの一部修正でございます。したがって、今回の繰出金は電算システム改修費用の一般会計での負担分でございます。

説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで説明、質疑を終わります。

（上疆委員「済みません」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） ちょっと関連でお伺いしたいんですけど、4ページの債務負担行為です。

私が、平成23年度決算は終わってるんで内容をわかっていたらよかったんですが、私がかかっていましてお尋ねしたいんですが、平成23年度の最終処分場用地の購入の部分での債務負担行為なんですけど、平成23年度の最終処分場の用地の場所と、大体わかるんですけど一応確認の意味で用地の場所とですね、どのくらいの面積があったのかなと思って。

○委員長（小柳道枝委員） 環境課長。

○環境課長（濱本泰裕） まずこちらの債務負担の補正につきまして、ご説明を先にさせていただきます。

第2表債務負担行為補正、一般事務組合関係、福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債について、ご説明させていただきます。

今回の補正の内容は、福岡都市圏南部環境事業組合における一般廃棄物処理事業債の借りに伴います地方債償還にかかる債務負担でございます。起債の内容といたしましては、（仮称）新南部工場建設予定地内造成工事、（仮称）福岡都市圏南部最終処分場実施設計業務委託、同じく最終処分場用地購入にかかる事業費でございます。平成23年度事業完了分3億3,563万2,560円に対しまして、3億2,320万円を借りましたものであります。この中の太宰府市負担分、按分率でいいますと15.8%になりますけれども、5,583万4,093円でありまして、そのうちの平成25年度以降償還分5,534万円を債務負担として計上させていただくものであります。借入期間といたしましては平成39年3月30日までの15年間となっております。今回の借りにつきましては平成38年度までに償還が完了することになります。

それと、先ほど質問がございました最終処分場用地でございますけれども、現在大野城市の中という地域、もともと採石場のあったところでございますけれども、その用地を最終処分場用地として現在購入協議を進めております。

以上で説明を終わります。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

上委員。

○委員（上 疆委員） 場所がよくわからんとぼってん、大野城市の中というのは、以前大野城のごみ処理センターがありましたよね、あのところとは違うんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 環境課長。

○環境課長（濱本泰裕） 現在の太宰府環境処理センターとは違いまして、宇美に抜ける道ですね、中……今の新しい国道3号線から宇美に抜ける道があります、金の隈病院ですかね、先にある。あの途中にある左手の山でして、もともと採石場で大きく山が削られている場所でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいでしょうか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 質問じゃありませんで、私ども、これ見たことがないんで、次回の視察の時に環境厚生常任委員会のほうで、場所をですね、確認をしておかないと。最終処分場ですのですね、私どもは知りませんでしたので、ぜひ委員会で本年度中にできたらさせていただきますよう要望しておきます。

○委員長（小柳道枝委員） じゃあ、要望として受け止めておきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで説明、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第33号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第34号 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第5、議案第34号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

補正予算書16ページから21ページでございます。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、保険事業勘定について説明させていただきます。

まず、補正予算書17ページをごらんください。歳入歳出にそれぞれ142万8,000円を追加しまして、歳入歳出予算総額を41億8,802万3,000円にお願いするというものでございます。

補正内容について、20、21ページの事項別明細書の歳出から説明させていただきます。一番下の枠、歳出の1款3項1目介護認定審査費、細目001介護認定審査費、19節筑紫地区介護認定審査会負担金142万8,000円でございます。先ほど一般会計のところの説明したものと重複いたしますが、四市一町で共同設置しております介護認定審査会の電算システムを、平成24年度介護保険法の改正へ対応させるため改修が必要となりました。主な修正作業といたしましては、認定調査票を法改正版に新たに作成するため、ソフトとハードの一部修正でございます。電算システム改修費用は四市一町で均等割りし、各市町で負担しております。

財源につきましては、一つ上の枠、歳入の欄、6款1項4目その他一般会計繰入金で対応しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 請願第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択に関する
請願

○委員長(小柳道枝委員) 日程第6、請願第2号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定
を求める意見書採択に関する請願」を議題とします。

紹介議員がおられますので、補足説明などございましたらお願いいたします。

小島委員。

○委員(小島真由美委員) 先日、趣旨等を説明させていただきましたが、何かご意見等、またご質
問等がありましたらお受けいたしたいと思います。

現在の状況でございますが、この五筑会という方とお話をした中で、やはり40年、30年来、精
神疾患のお子さん等を抱えながら、お父様、お母様もご高齢という形の中で今なかなか国主導の
こういった整備が進まないままここに来ていて、早期発見、早期治療、また急性期医療等、地域
の見守り等の整備を今後の、今うつ病等がどんどん急増している中で、ぜひこういったことの整
備をしていただきたいというようなご要望がございましたもので、今回意見書、また請願をいた
だいた次第でございます。

以上でございます。

○委員長(小柳道枝委員) 本会議に引き続き、紹介議員のほうから説明がありました。

それでは、本請願について質疑、ご意見はありませんか。

上委員。

○委員(上 疆委員) 二、三点あるんですが、請願文書の下から10行目、「精神科病院の収入は、
一般病院の4割という「精神科差別」もあります」という、この精神科差別というのが意味がわ

からないんですよ。

それからもう一点は、今議会でこういうのを制定を求められていますが、他市の状況はどうか教えてください。

それから、私はよく知りませんが、筑紫地域精神障害者家族会の五筑会というのがどういう団体なのかわかりませんので、それを教えてください。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） まず一点目ですけれども、この精神医療の現状ということで、ほかの科の医療体制とは労働負荷、また賃金等ということで、例えば入院病棟にしても一人の医師が診る患者数が、精神科の専門医の枠組みが多いという、そういった法整備がまだできていないという点、またそこに関わる労働以上の、労働と見合う金額の設定がなされていないという現状がございます。

そして、二点目は・・・・・・済みません、どういった内容ですかね。

（上疆委員「他市の状況」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 他市の状況というのは、この中心、筑紫地区内は全部こういうのが出てきているんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） この請願を出されたか、意見書を出されたかということですね、はい。

これは四市一町でつくられている五筑会ございまして、各市町、3月には那珂川町、今回の議会では近隣は全部出されて、福岡県のほうでは3月に採択を、県のほうでは採択はされております。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） もう一点、今言われたことかもしれませんが、五筑会というのがわからないので、説明ください。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） 五筑会というのは、四市一町でつくられる精神疾患の家族の会です。

それ以上に何か説明がいきますかね。

（上疆委員「いりません」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんでしょうか。

（上疆委員「もう一点」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 質疑とは別の、まったくの質問ですが、小島委員個人に聞きたいんですが、このこころの健康を守り推進する基本法という、まあ基本的には中身は私は問題ないと思っているんですが、今太宰府東小学校の子どもたちが健康被害を受けているという状況があるわけですが、それは置いて、こういうことをするんだということなんですかね。これも含め

て・・・・・・・・

(小島真由美委員「委員長」と呼ぶ)

○委員長(小柳道枝委員) ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前10時32分

○委員長(小柳道枝委員) 休憩前に引き続き、再開します。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 意見も出つくしたようでございますので、これから討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 多数挙手です。

したがって、請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

<採択 賛成4名 反対1名 午前10時33分>

○委員長(小柳道枝委員) ただ今採択した請願第2号については、意見書の提出を要望するものであり、意見書案の添付されておりますので、これから意見書案の協議に入ります。

内容について、ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) それではお諮りします。

意見書については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次に提出者についてお諮りします。

意見書案を委員会提出議案として、委員長名で提出することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認めます。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前10時35分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 24 年 8 月 22 日

環境厚生常任委員会委員長 小 柳 道 枝